第５条　周波数の分配

第Ⅳ節　－　周波数分配表（第2.1号参照）

改　8.3-110kHz

| 業務に対する分配 | | |
|---|---|---|
| 第一地域 | 第二地域 | 第三地域 |
| 8.3 未満 | （分配されていない）<br>5.53　5.54 | |
| 8.3-9 | 気象援助　5.54A　5.54B　5.54C | |
| 9-11.3 | 気象援助　5.54A<br>無線航行 | |
| 11.3-14 | 無線航行 | |
| 14-19.95 | 固定<br>海上移動　5.57<br>5.55　5.56 | |

改　5.53　8.3kHz 未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、8.3kHz を超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

改　5.54　8.3kHz 未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能な全ての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

追　5.54A　気象援助業務の局による 8.3-11.3kHz の周波数帯の使用は、受信用に限る。9-11.3kHz の周波数帯において、気象援助業務の局は、2013 年１月１日より前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と、同日より後に通告された無線航行業務の局との共用については、最新版の ITU-R 勧告 RS.1881 を適用する。

追　5.54B　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

追　5.54C　付加分配：中華人民共和国では、8.3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務及び海上移動業務にも分配する。

改　5.56　14-19.95kHz 及び 20.05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

改　5.67B　アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、レバノン、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアにおける 135.7-137.8kHz の周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。これらの国において、アマチュア業務は、135.7-137.8kHz の周波数帯では使用しないこととし、このことは、そうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

改　5.68　代替分配：アンゴラ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

改　5.70　代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエでは、200-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

改　200-495kHz

| 業務に対する分配 | | |
|---|---|---|
| 第一地域 | 第二地域 | 第三地域 |
| 415-435<br>海上移動　5.79<br>航空無線航行 | 415-472<br>海上移動　5.79<br>航空無線航行　5.77　5.80 | |
| 435-472<br>海上移動　5.79<br>航空無線航行　5.77　5.82 | 5.78　5.82 | |
| 472-479 | 海上移動　5.79<br>アマチュア　5.80A<br>航空無線航行　5.77　5.80<br>5.80B　5.82 | |
| 479-495<br>海上移動　5.79　5.79A<br>航空無線航行　5.77　5.82 | 479-495<br>海上移動　5.79　5.79A<br>航空無線航行　5.77　5.80<br>5.82 | |

削　5.72

改　5.77　業務の種類の地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、パキスタン、パプアニューギニア及びスリランカでは、415-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ラトビア、ウズベキスタン及びキルギスでは、435-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。前述の全ての国における主管庁は、435-495kHz の周波数帯の航空無線航行業務の局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能な全ての必要な措置を執らなければならない。

追　5.80A　472-479kHz 帯の周波数を使用するアマチュア業務の局の最大等価等方輻射電力は、1W を超えてはならない。主管庁は、アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から 800km 以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を 5W まで増加させることができる。この周波数帯において、アマチュア業務の局は、航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

追　5.80B　アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおける 472-479kHz の周波数帯の使用は、海上移動業務及び航空無線航行業務に限る。これらの国においてアマチュア業務は、この周波数帯を使用してはならず、そのような使用を承認した国々はこのことを考慮に入れなければならない。

改　5.82　海上移動業務において、490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。航空無線航行業務による 415-495kHz の周波数帯の使用に当